

(表)

請 書

1 品 名			
2 規格・構造 寸法・形状 メーカー名 等			
3 数量・単位			
4 単 価			
5 金 額			
6 売買代金	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)		
7 履行場所	履行期限	令和	年 月 日
8 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納入し、支払金額その他の債務があるときは相殺されることに異議ありません。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。			
9 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅延損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金にこの請書の提出の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した金額（100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、又はその全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てた額）を納入します。			
10 私が次の各号の一に該当する旨、福岡県警察から久留米市に対し通知があったときは、直ちに契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、久留米市にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として久留米市に契約金額の100分の10に相当する金額を納入し、支払金額その他の債務があるときは相殺されることに異議ありません。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。			
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。			
(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。			

(裏)

- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- 11 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

上記により久留米市契約事務規則及び関係書類を承諾のうえ、お請けします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

久留米広域消防組合 組合長 原口 新五 様